

2017年2月14日

JGAP 審査員登録手続きの流れ

日本 GAP 協会

JGAP 審査員には審査員補・審査員・上級審査員とあり、各登録要件を満たすことでステップアップすることができます。

審査員補 : 審査員または上級審査員の立会いの下で、個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。 …有効期限 1 年 (¥10,000/年 税別)

審査員 : 個別審査及び団体審査における農場の審査を担当することができる。 …有効期限 1 年 (¥10,000/年 税別)

上級審査員 : 個別審査及び団体審査における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる。 …有効期限 1 年 (¥10,000/年 税別)

審査員の有効期限は 4 月から翌年 3 月の 1 年間となります。中途での登録による登録費は月割りとなります。

審査員の登録費、及び審査員継続の登録費に関しては、審査員申請書を協会を受領後、カードと一緒に請求書を送付いたします。請求書の内容を確認したうえで、お振込をお願いいたします。

審査員登録の流れは以下の通りです。

(登録要件の詳細は、『JGAP 総合規則』[11.JGAP 審査員](#)をご参照ください)

また、審査員登録申請書はこちらからダウンロードしてください。

http://jgap.jp/LB_02/index.html#shinsain

【JGAP 審査員補登録】

《手順 1》

日本 GAP 協会のホームページから審査員補登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

JGAP 審査員補の登録要件を証明する書類 (①農業経験等の分かる職務経歴書など、②JGAP 指導員研修合格証の写し、③JGAP 審査員研修合格証の写し) を審査・認証機関に提出し、審査・認証機関による確認を受け、審査員補登録申請書に登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらいます。

※ 現在、JGAP 審査・認証機関は下記機関となっております。

インターテック・サーティフィケーション株式会社
TEL 03-3669-7435 (営業部) FAX 03-3669-7410

株式会社 北海道有機認証センター 北海道 GAP 認証センター

TEL 011-375-0123 FAX 011-375-0193

ビューローベリタスジャパン株式会社

TEL 045-651-4770 FAX 045-641-4330

一般社団法人 日本能率協会

TEL 03-3434-1446 FAX 03-3434-2086



《手順2》

登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらった審査員補登録申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順3》

JGAP 審査員補カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順4》

請求書記載の金額を、振込期日までにお振込みください。



※JGAP 審査員補の有効期限は4月から翌年3月までの1年となっており、中途での登録による登録費は月割りとなります。登録継続される場合は《手順13》をご参照下さい。

【JGAP 審査員へステップアップ】

《手順5》

JGAP 審査員補になったあとの活動として、まずは審査・認証機関への登録が必要となります。登録した審査・認証機関の指示に従い、審査のオブザーバーや立ち会い審査の経験を積むこととなります。審査・認証機関への登録については審査・認証機関にお問い合わせ下さい。

JGAP 審査員補として活動をし、JGAP 審査員の登録要件を満たし、JGAP 審査員を希望する場合は、日本 GAP 協会のホームページから JGAP 審査員登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

JGAP 審査員の登録要件を証明する書類（JGAP 団体認証講座合格証の写し）を審査・認証機関に提出し、審査・認証機関による確認を受け、JGAP 審査員登録申請書に登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらいます。



《手順6》

登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらった JGAP 審査員登録申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順7》

JGAP 審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順 8》

請求書記載の金額を、振込期日までにお振込みください。



※ 登録継続される場合は《手順 13》をご参照下さい。

【JGAP 上級審査員へステップアップ】

《手順 9》

JGAP 審査員として活動をし、JGAP 上級審査員の登録要件を満たし、JGAP 上級審査員を希望する場合は、日本 GAP 協会のホームページから上級審査員登録申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

JGAP 上級審査員の登録要件を証明する書類（IRCA/JRCA/RAB/JFARB 認定の品質マネジメントシステム審査員コース合格証）を審査・認証機関に提出し、審査・認証機関による確認を受け、上級審査員登録申請書に登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらい、審査・認証機関と契約します。



《手順 10》

登録要件を満たしていることを証明する署名・押印を審査・認証機関にしてもらった上級審査員登録申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順 11》

JGAP 上級審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順 12》

請求書記載の金額を、振込期日までにお振込みください。



※ 登録継続される場合は《手順 13》をご参照下さい。

【JGAP 審査員補・JGAP 審査員・JGAP 上級審査員登録継続】

《手順 13》

JGAP 審査員補・JGAP 審査員・JGAP 上級審査員登録の継続を希望される場合は、日本 GAP 協会のホームページから登録継続申請書をダウンロードし、必要事項を記入します。

ダウンロードはこちら、http://jgap.jp/LB_02/index.html#shinsain



《手順 14》

必要事項を記入した審査員登録継続申請書を日本 GAP 協会に郵送します。



《手順 15》

JGAP 審査員カード・請求書を当協会より発送致します。



《手順16》

請求書記載の金額を、振込期日までにお振込みください。

※登録期限2ヶ月前頃に継続手続きのご案内をいたしますので期限内にお手続きをお願いいたします。期限内に登録手続きが行われなかった場合、審査員登録が解除されます。期限切れから1年以内に再登録された場合は元の登録が保持されます。但し、翌3月末までの残存期間にかかわらず1年分の登録費が請求されます。

以上